

令和4年度 市川市営住宅空家入居希望者 登録募集案内

※ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、可能な限り申し込みは
郵送でのご利用をお願いいたします。

募集期間

令和4年6月1日(水) ~ 6月15日(水) (土・日を除く)
午前9時00分~午後5時00分

受付場所

①第1庁舎 3階 又は ②行徳支所 2階 (ホウテイ・NPOプラザ 横)

提出方法

空家住宅入居登録申込書に必要書類を添えて、この募集案内が入っていた封筒でお申し込みください。

【郵送する場合】 140円切手 (規格内100g以内 34cm×25cm×3cm) を貼付の上、下記の送付先に送付してください。(6月15日消印有効)

【持参する場合】 募集期間内に受付場所まで直接ご持参ください。(6月15日(水)午後5時00分まで)

送付先

〒272-8501
市川市八幡1丁目1番1号 市川市役所 第1庁舎
市営住宅課 宛

申込みの際は、封筒のおもて面に申込者の住所・氏名をご記入ください。

【問い合わせ】 電話 047-383-9594 (直通)

目 次

二頁二

• 市営住宅『空家入居希望者の登録制度』について・・・	1
• 申込みから入居まで・・・・・・・・・・・・・・・・	2
• 申込みについての注意・・・・・・・・	3
• 申込み資格・・・・・・・・	4
• 提出書類について・・・・・・・・	6
• 申込者の状況によって必要となる書類・・・・・・・・	8
• 収入基準額について・・・・・・・・	12
• 月収額の計算方法・・・・・・・・	14
給与所得者の場合・・・・・・・・	15
公的年金所得者の場合・・・・・・・・	17
その他の所得・日雇いの場合・・・・・・・・	18
各種控除の内容及び控除額・・・・・・・・	19
控除額の計算方法・・・・・・・・	20
• 家賃（住宅使用料）の計算方法について・・・・・・・・	21
• 市川市営住宅概要一覧・・・・・・・・	22
• 市川市営住宅位置図・・・・・・・・	26
• 住宅困窮度自己判定表・・・・・・・・	27
• 提出（必要）書類を再度ご確認ください・・・・・・・・	28

《市営住宅『空家入居希望者の登録制度』について》

市川市では、住宅に困窮している市民の方々に低廉な家賃で住宅を賃貸するために、市営住宅を設置しています。

空家入居希望者の登録制度は、あらかじめ住宅に困窮している度合い（住宅困窮度といいます。）の高い順に入居希望者を登録し、市営住宅に空家が発生した際、登録順位に従って空家をご紹介する制度です。

昨年の申込件数は315件、入居は毎年約50～70戸程度ですが、その年により件数は異なります。

〔 この募集は、新たな入居希望者を登録するための募集です。
昨年度、登録されていた方も、再登録の手続が必要です。 〕

<備 考>

- ・住宅困窮度は、本案内27ページの**住宅困窮度自己判定表**を参考にしてください。

<ご注意>

- ・一旦登録された方でも、登録期間中に市外に転居したり、収入基準（12ページ参照）を超過する収入を得るなどして、市営住宅への入居資格を失ったとき、また市営住宅入居登録申込書等に虚偽の記載があることが判明したときには、登録を取り消す場合があります。

《申込みから入居まで》

申込み
(6月1日～6月15日)



申込み資格の**審査**



有資格者について**住宅困窮度を判定し、登録順位を決定**



＜申込み資格を満たしている方＞

登録順位の通知書の送付
(9月上旬頃)



空家紹介
空家が発生した場合、登録順位上位者から順次空家を紹介



入居決定・手続
緊急連絡先届の提出
敷金（家賃の3ヶ月分）の納入
家賃の口座振替手続 など



入居

令和4年度の登録における
空家への入居期限

令和5年5月31日まで

※入居期限以降に空家への入居を希望する場合には、次年度に再度、登録の申込みをしていただくことになります。
(自動更新ではありません。)

＜申込み資格を満たしていない方＞

申込み資格を備えていない旨を記した通知書の送付（9月上旬頃）

(注)
空家の下見後に入居をキャンセルした場合は、次年度の申込みの際に住宅困窮度が低く判定されることがあります。

(注)
市営住宅の家賃には修繕費が含まれていないため、退去時に退去修繕費（20万円程度）が別途必要となります。

《申込みについての注意》

1. 申込みは、1世帯につき1通に限ります。

1世帯で2通以上の申込みをしたり、単身で申込みをした方が他の申込者の同居親族（入居時に同居する親族）となっている場合、これらの申込みは全て無効となります。

2. 申込み後の記載事項の変更は認められません。

申込書、その他の提出書類の記載内容に虚偽のあることが判明した場合には、申込みが無効となる場合があります。登録後に判明した場合は登録が、入居決定後に判明した場合は入居決定が取り消されます。

3. 申込書に記入されていない方は、入居できません。

ただし、申込み後に出生した子は除きます。

4. 持ち家のある方（登記簿上の名義人及び共有名義人）は、申込みできません。

ただし、競売、売却などによって持ち家の所有権を失う方で、入居手続までに、持ち家の所有権を失ったことが確認できる書類を提出する見込みのある方は、申し込むことができます。同居しようとする親族に持ち家がある場合も申込みできません。

5. 公営住宅の入居者は原則として申込みできません。

ただし、現在居住する市営住宅が、世帯構成と比して著しく狭い場合、現在居住する公営住宅の住宅使用料（家賃）が収入に比して著しく高額であると認められるなどの場合には、申し込むことができます。

6. かつて本市の市営住宅に入居していた方で、以下に該当する方は申込みできません。

- ① 住宅使用料（家賃）の未納分が残っている方。
- ② 訴訟などの結果、市に市営住宅を明け渡したことがある方。

7. 入居後は、犬、猫、鶏、鳩、小動物等の飼育（餌付け、及び一時預りを含む）はできません。

8. 入居の手続時には、入居者以外の緊急連絡先が必要となります。

《 申 込 み 資 格 》

1. 現に同居し、または同居しようとする親族があること。(8を除く)

同居できる親族には次の方も含まれます。

- ① 申込者と事実上、婚姻関係にある方。(住民票に「夫(未届)」または「妻(未届)」となっており、戸籍上、他の婚姻関係がないこと。)
- ② 申込者と婚約しており、入居手続までに、申込者と婚姻したことが確認できる書類を提出することができる方。(婚姻を証明する書類の提出がない場合は入居できません。)
- ③ 申込者が扶養義務を負う親族であって、現在は申込者と別居しているが、同居する必要がある、同居することが確実である方。
- ④ 市川市パートナーシップ・ファミリーシップの届出が受理されている方(または市と協定している団体による証明のある方)。

2. 令和3年12月16日までに本市に住民登録をしていること。

(注) 住民登録している住所に居住していない方は、申込み資格がありません。

ただし、DV等の被害により、住民登録している住所から避難している場合は除きます。

3. 令和4年6月15日時点で、申込者及び同居しようとする親族が市税(市民税、軽自動車税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税)を滞納していないこと。

(注) 滞納している市税(本税)を分割納付している場合は、市税の滞納があるものとなりますのでご承知おきください。市税の滞納の有無については各税の担当課(市民税課、固定資産税課、国民健康保険課)にお問い合わせください。

4. 世帯の月収額が、収入基準額を超えないこと。

収入基準額及び月収額の算定方法は、12～20ページをご参照ください。

5. 申込者または同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

暴力団員とは、暴力団の構成員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号)のことをいいます。

6. 現に住宅に困窮していることが明らかなこと。

7. 国民健康保険もしくは社会保険に加入していること。

生活保護を受けている方は除きます。

8. 次のいずれかに該当する方は、単身でも申し込むことができます。

単身者は、入居できる住宅（間取り）が限定されます。詳しくは22～25ページを参照してください。

日常生活において自炊の可能な程度健康状態である方が対象となります。そのため、以下のいずれかに該当する方でも、身体上または精神上著しい障がいがあるため、単身で生活することが困難であると認められる方は、申込みができません。

- (1) 申込日において**60歳以上**の方
- (2) **身体障害者手帳**の交付を受けている方で、障がいの程度が**1級から4級まで**の方
- (3) **精神障害者保健福祉手帳**の交付を受けている方で、**1級から3級まで**の方
- (4) **療育手帳**の交付を受けている方
- (5) 戦傷病者手帳の交付を受けている方で、障がいの程度が特別項症から第6項症までまたは第1款症の方
- (6) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による、厚生労働大臣の認定（原爆症認定）を受けている方
- (7) 海外からの引揚者で、引揚げから5年以内の方
- (8) **生活保護**を受けている方
- (9) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を受けている方
- (10) ハンセン病療養所等に入所していた方
- (11) **配偶者からの暴力（DV等の被害）を受けた者及びその家族**であって、次の①及び②に該当する方（前記2、3の申込み資格は、適用しません。）
 - ① 一時保護または保護が終了した日から起算して5年を経過していない方
 - ② 裁判所が配偶者に下す被害者に対しての身のつきまとい禁止等の命令の効力を生じる日から起算して5年を経過していない方

9. 大規模な火災、震災、その他の災害により住宅が滅失した方（被災市街地復興特別措置法第21条に規定する被災者等）、「子ども・被災者支援法」に基づく支援対象避難者で、前記4、5、6の要件を備える方は、申込みができます。

ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

《提出書類について》

申込みには、**必ず提出していただく書類**と**申込者の状況によって必要となる書類**があります。

書類に不備がある場合は、失格となる場合がありますので、十分確認のうえ必要書類を提出してください。

なお、提出いただいた書類はお返しできませんのでご了承ください。

*の所定用紙については、市営住宅課の窓口及び市公式ウェブサイトにて配布しております。

《必ず提出していただく書類》

- (1) **市営住宅入居登録申込書** 一様式第4号(第5条関係)一(同封)
 - ・1枚目の表面・裏面、2枚目の「居住状況報告書・申込み状況に関する調査」に必要事項を記入し、3枚目の「確認書」にチェック☑をしてください。
 - ・1枚目の「申込者氏名」及び3枚目の「確認書」は申込者本人が記名(自署)してください。
 - ・【外国人の方へ】日本語で記入してください(「申込者氏名」のみアルファベット可)。
- (2) **収入を証明する書類**
 - ・申込者及び入居を希望する親族(現在別居中の方を含む。)で、現に給与所得、事業所得、公的年金等の所得のある方は、7ページの表で提出が必要となる書類を確認して提出してください。また、学生及び生活保護受給者以外で無収入の方は、市県民税非課税証明書を提出してください。収入要件の審査に不可欠の書類です。
 - ・複数の会社で勤務している場合や、給与収入と年金収入の両方がある場合など、複数の収入がある場合は、**すべての収入について証明する書類を提出**してください。
- (3) **健康保険被保険者証のコピー**
 - ・入居希望者全員(遠隔地扶養親族がいる場合は、その方を含む。)の健康保険証のコピーを添付してください。(生活保護を受けている方を除く。)
 - ・保険証の形に切り取る必要はありません。
- (4) **現在の住まいの契約状況(家賃、契約者等)が確認できる書類のコピー**
 - ・**最新の賃貸借契約書のコピー**を添付してください。(共益費を含まない家賃額、貸貸人・借借人の署名・押印が確認できるページ)
 - ・最新の賃貸借契約をお持ちでない場合は、不動産会社に依頼し、写しを取得してください。
- (5) **希望団地調査表**(同封)

《収入を証明する書類》

※収入が複数ある場合はすべての収入について書類を添付すること。

収入区分	内 容		提出書類
給与所得者 (アルバイト・パート含む)	現在の勤務先に就職した時期が	前年1月1日	源泉徴収されている方
		以前の場合	源泉徴収されていない方
			前年1月2日
		以降の場合	
			源泉徴収票のコピー または、課税証明書
			確定申告書(控)のコピー または、*給与支払証明書
			*給与支払証明書
			*給与支払(予定)証明書 (給与支払証明書と同一書類)
事業所得者	現在の事業を始めたのが	前年1月1日以前の方	確定申告書(控)のコピー
		前年1月2日以降の方	*事業所得内訳書
日 雇 い	勤務先が一定で日雇いを始めた時期が	前年1月1日	源泉徴収されている方
		以前の場合	源泉徴収されていない方
	前年1月2日以降の方		
			確定申告書(控)のコピー または、*給与支払証明書
			*給与支払証明書
勤務先が一定していない場合で日雇いを始めた時期が	前年1月1日以前の方	確定申告書(控)のコピー または、*事業所得内訳書	
	前年1月2日以降の方	*事業所得内訳書	
年金等受給者	受給している 全ての 種類の公的年金(障害・遺族年金等の非課税年金及び、恩給・年金基金を含む)及び企業年金の受給額が確認できる右記の書類のうち、いずれかのコピー		公的年金等の源泉徴収票
			年金振込通知書
			年金額改定通知書

《申込者の状況によって必要となる書類》

書類の提出がない場合は、失格になったり、特別控除及び住宅困窮度の加点ができないことがありますのでご注意ください。

1. 世帯構成や資格要件等に関する書類

- (1) **单身の方**
 - ・単身入居の入居者資格認定のための申立書（*所定用紙）（同封）
- (2) **現在、別居中の同居予定親族がいる方**
 - ・同居予定の方の住民票（本籍記載、マイナンバー非表示のもの）
 - ・申込者と同居予定親族の続柄が確認できる戸籍全部事項証明書
- (3) **現在、婚約中の方**
 - ・婚約者の住民票（本籍記載、マイナンバー非表示のもの）
 - ・婚約申述書（*所定用紙）
 - ※市営住宅入居時には入籍済みであること、また、婚姻が確認できる戸籍全部事項証明書の提出が必要となります。
- (4) **事実上婚姻関係にあり同居を希望する方**
 - ・「夫（未届）」または「妻（未届）」と記載された住民票
- (5) **市川市パートナーシップ・ファミリーシップの届出が受理されている方**
 - ・市川市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書または同証明カード
または、市と協定している団体の発行する証明書
- (6) **配偶者と離婚協議中・調停中・裁判中で配偶者を同居希望親族として記載しない方**
 - ・離婚手続中であることが確認できる裁判所の書類。ない場合は、離婚手続中であることの申述書（*所定用紙）
 - ※市営住宅入居時には離婚が確認できる書類（戸籍全部事項証明書等）の提出が必要です。（裁判中を除く。）
- (7) **ひとり親世帯の方（20歳未満の子を養育する世帯）**
 - ・児童扶養手当証書のコピー。ない場合は、戸籍全部事項証明書
- (8) **身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳の交付を受けている方**
 - ・障がいの等級が確認できるこれらの手帳のコピー
- (9) **児童相談所等において、知能指数が75以下と判定された方**
 - （療育手帳の交付を受けている方を除く。）

- ・ 児童相談所長等の判定書
- (10) **原爆症認定を受けている方**
- ・ 医療特別手当証書または特別手当証書のコピー
- (11) **生活保護を受けている方**
- ・ 生活支援課の発行する保護受給証明書（受給内容が記載されているもの）
- ※現在、生活保護は受けていなくても、生活保護受給の相談中の方はお申し出ください。
- (12) **海外からの引揚者の方**
- ・ 厚生労働省社会援護局長の発行する、海外からの引揚者であることの証明書
- (13) **中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を受けている方**
- ・ 中国残留邦人等身分証明書のコピー
- (14) **ハンセン病療養所等に入所していた方**
- ・ ハンセン病療養所等の長の発行する、当該施設に入所していたことの証明書
- (15) **配偶者及び生活の本拠を共にする交際相手から暴力を受けている被害者で保護施設等の入居者または退所者及び裁判所の保護命令が発された方など**
- ・ 裁判所の保護命令決定書等のコピー。ない場合は、配偶者暴力相談支援センターにおいて相談を行ったことの証明書またはコピー
- (16) **大規模な火災、震災、その他の災害により住宅が滅失した方（被災市街地復興特別措置法第21条に規定する被災者等）、「子ども・被災者支援法」に基づく支援対象避難者**
- ・ 被災証明書のコピー、被災証明書のコピー等
- (17) **令和5年5月31日までに持ち家を処分することが確定している方**
- ・ 競売開始決定正本または売買契約書のコピー。ない場合は売買契約を予定していることが確認できる媒介契約書、家屋売却相談受付証明書（※所定用紙）等
- ※市営住宅入居時には持ち家の処分が完了している必要があります。
- (18) **親族（子など）が本人に代わり賃貸借契約者となっている方、親族の家に同居している方**
- ・ 親族（子など）が契約している最新の賃貸借契約書のコピー（親族の持家の場合は不要）
 - ・ 家賃負担申述書（※所定用紙）
 - ・ 3ヶ月分の家賃の支払が確認できる通帳（表紙及び明細）等のコピー
- (19) **外国籍の方**
- ・ 入居希望者全員の在留カードのコピー。ない場合は、国籍と在留カードの番号が記載されている住民票（特別永住者の方は住民票を提出してください。）

2. 収入に関する書類

- (1) **現在、失業中で雇用保険を受けている方**
 - ・雇用保険受給資格者証のコピー
- (2) **昨年中は就職していたが、現在は退職している方**
 - ・離職票のコピーまたは退職証明書等（*所定用紙他、会社の押印があるもの）
- (3) **申込期日の令和4年6月15日までに退職することが確定している方**
 - ・退職予定証明書
 - ※申込者が登録者として決定された場合は、速やかに上記(2)の書類を提出していただきます。
- (4) **現在無収入の方（給与収入や年金収入がない方）**
 - （前記(1)～(3)に該当する方、学生及び生活保護を受給している方を除く。）
 - ・市県民税非課税証明書
- (5) **世帯全員が無収入の場合**
 - ・申込者の預貯金を確認できる通帳（表紙及び明細）のコピーもしくは残高証明書
 - ・3カ月分の家賃の支払を確認できる通帳（表紙及び明細）や振込明細書等のコピー
- (6) **現在、扶養義務者から継続して仕送りを受けている方**
 - ・月々の仕送額を証する仕送者の証明（仕送者の作成によるもの）
 - ・仕送額を確認できる通帳（表紙及び明細）のコピー

※現在無収入の方が入居時までに就職している場合は、入居時に新たな就職先の給与明細のコピーを提出していただきます。

※収入が一定基準に満たない方は、入居時に、家賃の支払もしくは貯金残高を確認できる書類の提出を求められることがあります。

3. 住宅困窮度に関する書類（1. 世帯構成や資格要件等に関する書類で記載のものを除く）

- (1) 住宅以外の建物（物置、倉庫、納屋等）、倒壊などの恐れがある建物に居住している方
 - ・建物の保安状況が確認できる写真（別の角度から3枚以上）
 - ※申込書2枚目「居住状況報告書」の「保安上危険な住宅」において「該当する」にをした方は必要です。
- (2) 住宅設備上不備がある住宅（専用の台所、便所、浴室がない）に居住している方
 - ・住宅の間取りが確認できる不動産業者等作成の書類（間取り図等で専用の台所、便所、浴室がないことが確認できるもの）及び状況が確認できる写真（各部屋1枚）
 - ※申込書2枚目「居住状況報告書」の「住宅の設備」においてをした方は必要です。
- (3) 申込時に親族以外の世帯と同居している方
 - ・同居世帯が親族でないことを確認できる書類（関係者の戸籍全部事項証明書など）及び家賃負担申述書（*所定用紙）
- (4) 適当な間取りの住宅がなく親族と同居できない方、居室1部屋あたり3名以上が居住している方
 - ・住宅の間取りと面積などが確認できる不動産業者作成の書類及び部屋の写真（各部屋1枚）
- (5) 家主の正当理由による立退きを求められている方（賃借人に原因がなく1年以内に取壊しとなる場合）
 - ・更新拒絶通知、解約申入通知、取壊し計画等に関する賃貸人の証明書（*所定用紙他、賃貸人の押印のあるもの、立退き理由の確認できるもの）等
 - ※申込書2枚目「居住状況報告書」の「立退要求」において「有」にをした方は必要です。
- (6) 病気で1年以上の療養（入院・通院）を要するため就労できない状況にある方（身体障害者手帳1～4級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、療育手帳A～B1の交付を受けている方に該当する場合を除く。）
 - ・1年以上の加療を要する旨、病名及びこれにより就労できない状況であることの記載のある医師の診断書
- (7) 寝たきり（常時就床を要する）状況にある方（障害者手帳等をお持ちの方を除く。）
 - ・常時就床を要することを証する医師の診断書、要介護度が確認できる介護保険被保険者証等
- (8) 社宅、社員寮、マンションの管理人室に居住している方でその立退きを求められている方（自己都合退職、定年退職は含まない。）
 - ・立退要求理由、期限の記載された雇用者からの書面

《収入基準額について》

市営住宅に入居するには、世帯の月収額が収入基準額を超えないことが必要です。
一般世帯と裁量世帯で収入基準額が異なります。

世帯	収入基準額
一般世帯	月収額：158,000円以下
裁量世帯	月収額：214,000円以下

※裁量世帯とは、次に掲げる世帯をいい、それ以外が一般世帯になります。

裁量世帯	資格要件
高齢者世帯	(1) 全員が 60歳以上 の世帯（単身者も該当します。） (2) 18歳未満の方と60歳以上の方で構成されている世帯 ※年齢の基準日は、申込み日現在とします。
障がい者世帯	(1) 身体障害者手帳の交付を受け、障がいの程度が 1～4級 の方のいる世帯 ----- (2) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障がいの程度が 1～2級 の方のいる世帯 ----- (3) 療育手帳の交付を受け、障がいの程度が A・A1・A2・B1 の方のいる世帯 ----- (4) 児童相談所・障害者更生相談所において、知能指数が50以下と判定された方のいる世帯
戦傷病者世帯	・戦傷病者手帳の交付を受け、障がいの程度が特別項症から第6項症の方または、第1款症の方のいる世帯
原爆被爆者世帯	・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11号第1項の規定による、厚生労働大臣の認定を受けている方のいる世帯
引揚者世帯	・海外からの引揚者で引揚げから5年以内の方のいる世帯
ハンセン病者世帯	・ハンセン病療養所等に入所していた方のいる世帯
子育て世帯	・同居者に 小学校就学の始期に達するまでの子 のいる世帯

《収入早見表》

参考

この表は、2種類以上の収入がある場合や2人以上の収入がある場合、年の途中で勤務先が変わった場合は、この表は使えません。

また、親族控除以外の控除がある場合もこの表は使えません。

◆給与収入の場合（前年1年間の総収入「諸手当・賞与・税金等を含む」金額）

区分	単身者	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
一般世帯	2,967,999円以下	3,511,999円以下	3,995,999円以下	4,471,999円以下	4,947,999円以下	5,423,999円以下
裁量世帯	3,887,999円以下	4,363,999円以下	4,835,999円以下	5,311,999円以下	5,787,999円以下	6,263,999円以下

◆年金収入の場合（65歳以上の方が1人で年金所得のみの場合の金額）

区分	単身者	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
一般世帯	3,096,011円以下	3,534,682円以下	4,041,349円以下	4,495,308円以下	4,942,367円以下	5,389,425円以下
裁量世帯	3,924,015円以下	4,391,778円以下	4,838,837円以下	5,285,896円以下	5,732,955円以下	6,180,014円以下

◆事業所得の場合（前年1年間の必要経費控除後の所得金額）

区分	単身者	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
一般世帯	1,896,011円以下	2,276,011円以下	2,656,011円以下	3,036,011円以下	3,416,011円以下	3,796,011円以下
裁量世帯	2,568,011円以下	2,948,011円以下	3,328,011円以下	3,708,011円以下	4,088,011円以下	4,468,011円以下

<収入早見表の見方>

収入早見表の 世帯員数		申込者 本人		同居 親族数		遠隔地 扶養親族数
名	=	1名	+	名	+	名

◎遠隔地扶養親族とは、申込者または同居親族の所得税法上の扶養親族のうち、同居していない者をいいます。例えば、離れて住んでいる親などを扶養しているような場合です。

会社や税務署に「扶養親族の申告」をしている必要があります。

◎出産予定であっても、申込時点で生まれていなければ、世帯員数には含まれません。

《月収額の計算方法》

世帯の月収額とは、申込者及び同居親族のうち、現に所得を得ている方の1年間の総所得金額（原則として前年の所得を用いますが前年の途中から所得を得ることとなった場合は、年額を推定計算します。）の合計額から、控除額を差し引いた後の金額を12ヶ月で割った金額のことです。

月収額の計算

{	年間の総所得金額		控除額				世帯の月収額
	(a) + (b) + (c) 給与所得 年金所得 日雇い等	-	(d) 一般・特別控除		}	÷ 12 =	
	円		円				円

ここで計算した世帯の月収額が12ページの**収入基準額以下**の方は申込みが可能です。

各収入の年間所得金額の算定方法は、以下のページをご覧ください。

- (a) 給与所得者は 15～16ページ
- (b) 年金所得者は 17ページ
- (c) 日雇い等は 18ページ
- (d) 控除額は 19～20ページ

所得の種類により月収額の計算方法が異なりますので、自分がどの所得に該当するか、確認のうえ計算してください。

申込み世帯の中で2人以上に収入がある場合

- ・入居しようとする世帯に収入のある方が2人以上いる場合は、それぞれの所得額の求め方（15～18ページ）で年間所得金額を算出し、合算した額を年間の総所得金額としてください。

1. 給与所得者の場合

- ・給与所得とは、給料・諸手当・賞与等の所得で、会社員、店員、パート、事業専従者などの収入が該当します。
- ・年間総収入金額とは、給与所得控除をする前のもので、諸手当・賞与・税金等を含んだ全ての支払金額です。（ただし、通勤手当等の非課税所得は含みません。）

現在の勤務先への就職時期	計 算 方 法
① 前年1月1日以前	前年の1年間の総収入
② 前年以降でかつ 1年以上勤務	就職の翌月から1年間の総収入
③ 勤務して1年未満	<p>A = 就職の翌月～申込前月までの総収入 (※賞与を除く)</p> <p>B = 勤務月数 (就職の翌月～申込前月までの月数)</p> <p>C = 賞与等</p> <p>$(A \div B) \times 12 + C$ = 年間の推定総収入金額</p>
④ まだ1ヶ月分の給料を 受けていない	<p>(雇用条件に基づき支給が予定されている 1ヶ月分の給料) × 12ヶ月 = 年間の推定総収入金額</p>

年間総収入金額

円

※給与所得者が2人以上いる場合、各人が算出した年間総収入金額はここでは合算せず、次ページで年間所得金額を算出してから合算します。

前ページで算出した「年間総収入金額」を下表に当てはめて、「年間所得金額」を算出します。

年間総収入金額の区分	給与所得の計算方法
～ 550,999 円	所得金額は 0 円
551,000 ～ 1,618,999 円	(総収入金額) - 550,000 円 =
1,619,000 ～ 1,619,999 円	所得金額 = 1,069,000 円
1,620,000 ～ 1,621,999 円	所得金額 = 1,070,000 円
1,622,000 ～ 1,623,999 円	所得金額 = 1,072,000 円
1,624,000 ～ 1,627,999 円	所得金額 = 1,074,000 円
1,628,000 ～ 1,799,999 円	(端数整理後の総収入金額) × 0.6 + 100,000 =
1,800,000 ～ 3,599,999 円	(端数整理後の総収入金額) × 0.7 - 80,000 円 =
3,600,000 ～ 6,599,999 円	(端数整理後の総収入金額) × 0.8 - 440,000 円 =
6,600,000 ～ 8,499,999 円	(総収入金額) × 0.9 - 1,100,000 円 =
8,500,000 円 ～	(総収入金額) - 1,950,000 円

年間所得金額

(a) 円

※給与所得者が複数いる場合は、ここで所得を合算します。

※14 ページへ

端数処理整理の仕方

15 ページで算出した「年間総収入金額」が **1,628,000～6,599,999 円** の方は以下の式に従い端数整理をしてください。

$$\text{年間総収入金額} \div 4,000 = A \quad (\text{定数})$$

A の小数点以下を切り捨てた整数値 = B

$$B \times 4,000 = \text{端数整理後の総収入金額} \quad (\text{定数})$$

(例) 年間総収入金額が 3,832,999 円の場合

$$3,832,999 \div 4,000 = 958.24975 \quad (\text{定数})$$

小数点以下を切り捨て

$$958 \times 4,000 = 3,832,000 \text{ 円} \quad (\text{定数})$$

端数整理後の総収入金額

2. 公的年金所得者の場合

- ・ 公的年金とは、国民（老齢）年金・厚生（老齢）年金・年金基金・恩給・各種共済年金等のことで、雑所得となります。
- ・ 税法上**非課税**とされている各種年金（**障害・遺族・福祉年金・遺族恩給**）は、**所得金額は0円**として計算してください。（ただし、収入を証明する書類の提出は必要です。）
- ・ 複数の公的年金を受給されている方は、非課税年金以外の年金の合計金額＝年間総収入金額として計算してください。

受給者年齢	公的年金の年間総収入金額	年間所得金額の計算方法
※64歳以下の方	～ 600,000 円	所得金額は0円
	600,001～1,299,999 円	(年間総収入金額) - 600,000 円 =
	1,300,000～4,099,999 円	(年間総収入金額) × 0.75 - 275,000 円 =
	4,100,000～7,699,999 円	(年間総収入金額) × 0.85 - 685,000 円 =
※65歳以上の方	～1,100,000 円	所得金額は0円
	1,100,001～3,299,999 円	(年間総収入金額) - 1,100,000 円 =
	3,300,000～4,099,999 円	(年間総収入金額) × 0.75 - 275,000 円 =
	4,100,000～7,699,999 円	(年間総収入金額) × 0.85 - 685,000 円 =

年間**所得**金額

(b) 円

※14 ページへ

※年齢の基準日は、6月15日現在とします。

3. その他の所得・日雇いの場合

・その他の所得とは、事業所得・雑所得などの所得で、自営業・サービス業・外交員・集金人・電気料金の検針人等の所得が該当します。状況に応じて下の図の通り計算してください。

		現在の事業の開業時期	計算の方法
その他の所得		① 前年1月1日以前	前年分の確定申告した所得金額
		② 前年1月2日以降でかつ、開業して1年以上経過	開業の翌月から12ヶ月分の総収入金額（総売上高）－必要経費
		③ 開業してから1年未満	$A =$ 開業の翌月から申込前月までの総収入金額（総売上高） $B =$ 必要経費 $C =$ 営業月数 （事業を始めた翌月から申込前月5月までの月数） $(A - B) \div C \times 12 =$ 推定の年間所得金額
日雇い	勤務先が一定している場合	前年1月1日以前	15ページ①と同じ計算方法
		前年1月2日以降でかつ日雇いを始めて1年以上経過	15ページ②と同じ計算方法
		日雇いを始めて1年未満	$A =$ 日雇いを始めた翌月から申込前月までの総収入 $B =$ 稼働月数 （日雇いを始めた翌月から申込前月までの月数） $(A \div B) \times 12 =$ 推定の年間総収入金額 以下、16ページで年間所得金額を算出
	勤務先が一定していない場合	前年1月1日以前	前年分の確定申告した所得金額
		前年1月2日以降	（日給の平均額×1ヶ月の平均稼働日数） $\times 12 =$ 推定の年間総収入金額 以下、16ページで年間所得金額を算出

年間所得金額 (c) 円 ※14ページへ

4. 各種控除の内容及び控除額

控除の種類		対 象 者	控除額
一般控除	基礎控除	・ 申込者及び同居予定親族で、給与所得または公的年金等にかかる雑所得を有する人	その方の所得額 但し、限度額は 10万円
	同居親族控除	・ 申込者以外の同居予定親族	1人につき 38万円
	扶養親族控除	・ 所得税法上の扶養親族、または控除対象配偶者であって、同居しない方（遠隔地扶養親族のこと）	1人につき 38万円
特別控除	特定扶養親族控除 （配偶者を除く）	・ 申込者または同居予定親族のいずれかの扶養親族のうち 16歳以上～23歳未満 の方	1人につき 25万円
	老人扶養親族控除	・ 申込者または同居予定親族のいずれかの扶養親族または控除対象配偶者のうち、 70歳以上 の方	1人につき 10万円
	ひとり親控除	婚姻をしていない人または配偶者の生死の明らかでない人で、生計を一つにする子（総所得金額等が48万円以下で他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない子に限る）があり、合計所得金額が500万円以下であり、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない方。	ひとり親 1人につき 35万円 <small>但し、その方の所得金額から基礎控除により控除した残額が35万円未満の場合はその残額</small>
	寡婦控除	ひとり親に該当しない人で、①夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる人で、合計所得金額が500万円以下であり、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない方 ②夫と死別した後婚姻をしていないか夫の生死が明らかでない人で、合計所得金額が500万円以下であり、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいない方。	その方の所得額 但し、限度額は 27万円
	障がい者控除	・ 申込者または一般控除（上記参照）の対象者のうち、次のいずれかに該当する方 ①身体障害者手帳（3～6級）の交付を受けている方 ②戦傷病者手帳（第4項症以下）の交付を受けている方 ③療育手帳（B1～2）の交付を受けている方 ④精神障害者保健福祉手帳（2～3級）の交付を受けている方 ⑤年齢65歳以上の方で障がいの程度が①③と同程度であることの福祉事務所長の認定書の交付を受けている方	1人につき 27万円
特別障がい者控除	・ 申込者または一般控除（上記参照）の対象者のうち、次のいずれかに該当する方 ①身体障害者手帳（1～2級）の交付を受けている方 ②戦傷病者手帳（特別項症から第3項症まで）の交付を受けている方 ③療育手帳（A・A1～2）の交付を受けている方 ④精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けている方 ⑤原爆被爆者のうち、厚生労働大臣の認定を受けている方 ⑥心神喪失の状況にある方（医師の診断書） ⑦国民年金法施行令別表の1級と同程度の方（都道府県知事等の証明書） ⑧常に就床を要し、複雑な介護を要する方（医師の診断書） ⑨年齢65歳以上で障がいの程度が①③④と同程度であることの福祉事務所長の認定書の交付を受けている方	1人につき 40万円	

5. 控除額の計算方法

控 除 名	控除の内容及び金額	世帯の控除額
①基 礎 控 除	〈申込者及び同居予定親族〉 0～10万円× 人＝	基礎控除額 円
②親 族 控 除	〈申込者以外の同居予定親族及び遠隔地扶養親族〉 38万円× 人＝	親族控除額 円
③特定扶養親族控除	〈16歳以上23歳未満の扶養親族（配偶者を除く）〉 25万円× 人＝	特定扶養控除額 円
④老人扶養親族控除	〈70歳以上の扶養親族〉 10万円× 人＝	老人扶養控除額 円
⑤ひ と り 親 控 除	〈所得のある者がひとり親の場合〉 0～35万円× 人＝	ひとり親控除額 円
⑥寡 婦 控 除	〈所得のある者が寡婦の場合〉 0～27万円× 人＝	寡婦控除額 円
⑦障 が い 者 控 除	〈身体障がい者等のいる場合〉 27万円× 人＝	障がい者控除額 円
⑧特別障がい者控除	〈特別身体障がい者等のいる場合〉 40万円× 人＝	特別障がい者控除額 円
控 除 金 額 (①～⑧) 合 計		控除額 (d) 円

↓
※14 ページへ

《家賃（住宅使用料）の計算方法について》参考

家賃の計算は以下の方法で実施しています。

- (A) 家賃算定基礎額・・・入居者の収入に応じて設定される家賃算定の基礎となる金額で、政令によって定められています。

一般世帯	裁量世帯	あなたの世帯の月収額（14ページの算出金額）	家賃算定基礎額
1	1	0 ～ 104,000円	34,400円
2	2	104,001 ～ 123,000円	39,700円
3	3	123,001 ～ 139,000円	45,400円
4	4	139,001 ～ 158,000円	51,200円
/	5	158,001 ～ 186,000円	58,500円
	6	186,001 ～ 214,000円	67,500円

- (B) 市町村立地係数・・・国が市町村毎に、地価の状況に基づき設定した数値で、市川市は1.10と定められています。

- (C) 規模係数・・・住宅の専用床面積を65㎡で割った数値

- (D) 経過年数係数・・・建設後の経過年数に応じた数式で定められる数値

地域	構造	経過年数係数
全地域	非木造	1 - 0.0039 (※) × 経過年数

※平成16年公営住宅法施行令改正の激変緩和措置の対象となる場合はこの限りではありません。

- (E) 利便性係数・・・市営住宅の建っている地域の状況や、住宅の設備などの利便を勘案して0.7～1.3の範囲で市川市が定めた数値

$$\boxed{\text{月々の家賃}} = \frac{\text{(A)} \times \text{(B)} \times \text{(C)} \times \text{(D)} \times \text{(E)}}{\text{家賃算定基礎額} \quad \text{市町村立地係数} \quad \text{規模係数} \quad \text{経過年数係数} \quad \text{利便性係数}}$$

家賃は、入居者の収入や、各市営住宅の条件によって異なるとともに、毎年変わります。

《市川市営住宅概要一覽》

☐=単身者入居可能部屋

団地名	階数 ※1	管理 開始	戸数		代表的な間取り		風呂設備	台所 給湯 ※2	洗濯機 置き場	網戸 標準 設置
				うち 単身可						
大町第一団地A棟	5	H04	37	5	6/6/4.5/DK	6/6/DK ☐	バランス釜		室内	有
〃 B棟	7・EV	H03	67	13	6/6/4.5/DK	6/6/DK ☐	バランス釜		室内	有
〃 C棟	7・EV	H05	73	—	6/6/4.5/DK		バランス釜		室内	有
大町第二団地1号棟	4	S44	24	24	6/4.5/3/K ☐		バランス釜		室内	
〃 2号棟	5	S45	30	30	6/4.5/3/K ☐		バランス釜		ベランダ	
〃 3号棟	5	S45	30	30	6/4.5/3/K ☐		バランス釜		ベランダ	
〃 4号棟	5・EV	S46	75	75	6/6/DK ☐	6/4.5/DK ☐	バランス釜		ベランダ	
〃 5号棟	7・EV	S47	90	90	6/6/DK ☐	6/4.5/DK ☐	バランス釜		ベランダ	
〃 6号棟	4	S48	16	16	6/4.5/DK ☐		バランス釜		ベランダ	
〃 7号棟	6・EV	H06	78	22	6/6/4.5/DK	6/6/DK ☐	給湯器	有	室内	有
〃 8号棟	5・EV	H08	50	10	6/6/4.5/DK	6/6/DK ☐	給湯器	有	室内	有
大町第三団地A棟	8・EV	S47	104	104	6/6/DK ☐	6/4.5/DK ☐	バランス釜		ベランダ	
〃 B棟	9・EV	S48	135	135	6/6/DK ☐	6/4.5/DK ☐	バランス釜		ベランダ	
南大野団地 ※3	3・EV	H13	15	—	6/6/4.5/LDK	6/6/LDK	給湯器	有	室内	有
柏井第一団地1号棟	3	S60	30	—	6/6/4.5/DK		バランス釜		室内	有
〃 2号棟	3	S61	27	6	6/6/4.5/DK	6/4.5/DK ☐	バランス釜		室内	有
〃 3号棟	3	S63	12	—	6/6/4.5/DK	6/4.5/4.5/DK	バランス釜		室内	有
柏井第二団地	3・EV	H09	17	17	6/6/DK ☐	6/4.5/DK ☐	給湯器	有	室内	有
柏井第三団地	2	S59	12	12	6/4.5/DK ☐		バランス釜		室内	有
奉免団地1号棟	3	S55	18	—	6/6/3/DK		バランス釜		室内	
〃 2号棟	3	S55	18	—	6/6/3/DK		バランス釜		室内	
〃 3号棟	3	S55	30	—	6/6/4.5/DK		バランス釜		室内	
〃 4号棟	3	S55	16	—	6/6/3/DK		バランス釜		室内	
〃 5号棟	3	S55	18	—	6/6/LDK		バランス釜		室内	
北方第一団地1号棟	3	S53	18	—	6/6/4.5/DK		バランス釜		室内	
〃 2号棟	3	S53	12	—	6/6/4.5/DK		バランス釜		室内	
〃 3号棟	3	S53	24	—	6/4.5/4.5/DK		バランス釜		室内	
北方第二団地A棟	3	H01	12	—	6/6/4.5/DK		バランス釜		室内	有
〃 B棟	3	H01	15	—	6/6/4.5/DK		バランス釜		室内	有
〃 C棟	3	H03	24	4	6/6/4.5/DK	6/6/DK ☐	バランス釜		室内	有

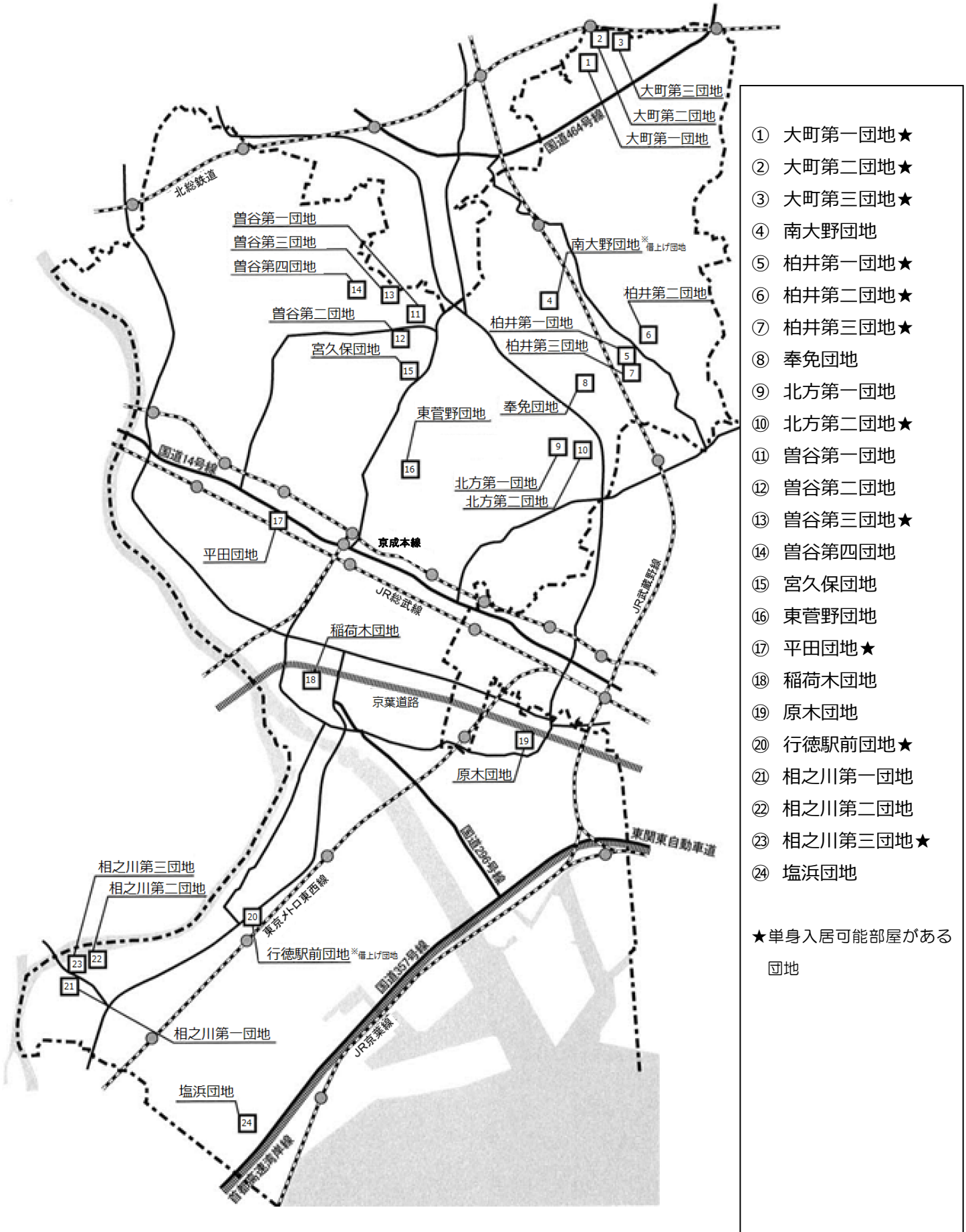
団地名	令和4年度家賃	所在地	アクセス
大町第一団地A棟	23,200~65,900	大町 95	北総線松飛台駅 徒歩 5 分
〃 B棟	24,200~68,300	〃	〃
〃 C棟	28,100~75,400	〃	〃
大町第二団地1号棟	9,900~22,400	大町 124	北総線松飛台駅 徒歩 5 分
〃 2号棟	10,700~23,700	〃	〃
〃 3号棟	10,700~23,700	〃	〃
〃 4号棟	8,700~24,600	〃	〃
〃 5号棟	9,900~25,100	〃	〃
〃 6号棟	9,800~28,900	〃	〃
〃 7号棟	25,100~89,300	〃	〃
〃 8号棟	25,600~88,600	〃	〃
大町第三団地A棟	9,200~26,100	〃	北総線松飛台駅 徒歩 7 分
〃 B棟	10,200~31,100	〃	〃
南大野団地 ※3	27,700~73,200	南大野 2-27-13	JR 線市川大野駅 徒歩 12 分
柏井第一団地1号棟	21,700~63,800	柏井町 2-1344	JR 線船橋法典駅 徒歩 25 分
〃 2号棟	18,300~64,300	〃	〃
〃 3号棟	22,700~61,800	〃	〃
柏井第二団地	17,400~109,400	柏井町 2-754	JR 線下総中山駅からバス 柏井市営住宅下車 徒歩 1 分
柏井第三団地	15,900~52,000	柏井町 2-1358	JR 線船橋法典駅 徒歩 25 分
奉免団地1号棟	17,400~43,500	奉免町 310	JR 線本八幡駅からバス 市川東高校入口下車 徒歩 10 分
〃 2号棟	17,400~43,500	〃	〃
〃 3号棟	18,300~43,800	〃	〃
〃 4号棟	17,400~43,500	〃	〃
〃 5号棟	17,900~41,600	〃	〃
北方第一団地1号棟	18,300~45,800	北方町 4-1996	JR 線船橋法典駅 徒歩 25 分
〃 2号棟	18,300~45,800	〃	〃
〃 3号棟	16,500~41,200	〃	〃
北方第二団地A棟	24,500~62,600	北方町 4-2008-4	JR 線船橋法典駅 徒歩 20 分
〃 B棟	24,500~62,900	〃	〃
〃 C棟	22,200~64,000	〃	〃

団地名	階数 ※1	管理 開始	戸数		代表的な間取り		風呂設備	台所 給湯 ※2	洗濯機 置き場	網戸 標準 設置
				うち 単身可						
曾谷第一団地	3	S58	24	—	6/6/4.5/DK	6/4.5/4.5/DK	バランス釜		室内	
曾谷第二団地	3	S59	18	—	6/6/4.5/DK	6/4.5/4.5/DK	バランス釜		室内	
曾谷第三団地	3	S50	24	16	6/6/DK	6/4.5/DK 単	バランス釜		室内	
曾谷第四団地A棟	3	S62	18	—	6/6/4.5/DK		バランス釜		室内	有
曾谷第四団地B棟	3	S62	6	—	6/6/4.5/DK		バランス釜		室内	有
宮久保団地	3	S62	15	—	6/6/4.5/DK	6/4.5/4.5/DK	バランス釜		室内	有
東菅野団地	3	S56	18	—	6/6/4.5/DK		バランス釜		室内	
平田団地	3	S63	15	15	6/4.5/DK 単		バランス釜		室内	有
稲荷木団地	2	S57	12	—	6/6/4.5/DK		バランス釜		室内	有
原木団地	7・EV	S61	21	—	6/6/4.5/DK		バランス釜		室内	有
行徳駅前団地 ※4	10・EV	H13	25	21	3LDK(59㎡)	2DK(39㎡) 単	給湯器	有	室内	有
相之川第一団地	4	S60	19	—	6/6/4.5/DK		バランス釜		室内	
相之川第二団地A棟	7・EV	S50	119	—	6/6/3/DK	6/4.5/3/DK	バランス釜		ベランダ	
〃 B棟	7・EV	S52	126	—	6/6/3/DK	6/4.5/3/DK	バランス釜		ベランダ	
相之川第三団地C棟	7・EV	S53	63	28	6/6/3/DK	6/6/DK 単	給湯器		ベランダ	
塩浜団地1号棟	8・EV	S54	104	—	6/6/4.5/DK	6/6/4.5/K	バランス釜		室内	
〃 2号棟	6・EV	S56	66	—	6/6/4.5/DK	6/6/4.5/K	バランス釜		室内	
〃 3号棟	6・EV	S57	66	—	6/6/4.5/DK	6/6/4.5/K	バランス釜		室内	
〃 4-1号棟	7・EV	S58	46	—	6/6/4.5/DK		バランス釜		室内	
〃 4-2号棟	7・EV	S59	50	—	6/6/4.5/DK		バランス釜		室内	

- ※1 階数欄にEVの表示がある物件にはエレベーターが設置されています。
- ※2 台所給湯が「有」となっていない場合は、ご自身でガス給湯器を設置していただくこととなります。
- ※3 南大野団地は借上住宅のため、令和13年7月末までとなる可能性があります。
- ※4 行徳駅前団地は借上住宅のため、令和13年10月末までとなる可能性があります。
- ※5 次の設備は設置されていません。ガスコンロ（借上住宅を除く）、ウォシュレット、エアコン。
- ※6 改修時期等によって、一部仕様が異なる場合があります。
- ※7 築年数が長いことから経年劣化（年数が経つことで自然に劣化すること）による「ゆがみ」や「きしみ」「汚れ」等、新築並みに回復できていない箇所も一部ありますが、ご了承ください。

団地名	令和4年度家賃	所在地	アクセス
曾谷第一団地	21,900~61,800	曾谷 2-7-1	JR 線本八幡駅からバス 曾谷郵便局下車 徒歩 2 分
曾谷第二団地	22,200~65,800	曾谷 1-37-5	JR 線本八幡駅からバス 曾谷坂上下車 徒歩 3 分
曾谷第三団地	12,300~43,400	曾谷 2-31-20	JR 線本八幡駅からバス 曾谷坂上下車 徒歩 10 分
曾谷第四団地A棟	23,700~70,600	曾谷 5-20	JR 線市川駅からバス 国分高校下車 徒歩 10 分
曾谷第四団地B棟	24,700~70,600	曾谷 5-20	JR 線市川駅からバス 国分高校下車 徒歩 10 分
宮久保団地	22,100~73,600	宮久保 2-24-20	JR 線本八幡駅からバス 宮久保坂上下車 徒歩 3 分
東菅野団地	20,500~53,300	東菅野 3-12-18	JR 線本八幡駅からバス 東菅野三丁目下車 徒歩 3 分
平田団地	16,800~58,900	平田 1-17-10	JR 線本八幡駅 徒歩 10 分
稲荷木団地	19,300~65,400	稲荷木 3-2-8	JR 線本八幡駅からバス 一本松下車 徒歩 3 分
原木団地	21,500~84,300	原木 3-3-1	東西線原木中山駅 徒歩 10 分
行徳駅前団地 ※4	21,000~112,600	行徳駅前 1-21-1	東西線行徳駅 徒歩 5 分
相之川第一団地	23,100~75,100	新井 1-1-20	東西線南行徳駅からバス 相の川下車 徒歩 3 分
相之川第二団地A棟	13,400~44,200	相之川 1-7	東西線南行徳駅からバス 相の川下車 徒歩 5 分
” B棟	13,600~45,700	”	”
相之川第三団地C棟	15,000~47,800	相之川 1-23	東西線南行徳駅からバス 相の川下車 徒歩 3 分
塩浜団地 1 号棟	17,700~51,200	塩浜 4-4	東西線南行徳駅からバス 塩浜四丁目下車 徒歩 5 分
” 2 号棟	17,800~56,400	”	”
” 3 号棟	19,100~66,800	”	”
” 4-1 号棟	20,700~66,000	塩浜 4-6	”
” 4-2 号棟	21,000~66,300	”	”

《市川市営住宅位置図》



- ① 大町第一団地★
- ② 大町第二団地★
- ③ 大町第三団地★
- ④ 南大野団地
- ⑤ 柏井第一団地★
- ⑥ 柏井第二団地★
- ⑦ 柏井第三団地★
- ⑧ 奉免団地
- ⑨ 北方第一団地
- ⑩ 北方第二団地★
- ⑪ 曾谷第一団地
- ⑫ 曾谷第二団地
- ⑬ 曾谷第三団地★
- ⑭ 曾谷第四団地
- ⑮ 宮久保団地
- ⑯ 東菅野団地
- ⑰ 平田団地★
- ⑱ 稲荷木団地
- ⑲ 原木団地
- ⑳ 行徳駅前団地★
- ㉑ 相之川第一団地
- ㉒ 相之川第二団地
- ㉓ 相之川第三団地★
- ㉔ 塩浜団地

★ 単身入居可能部屋がある
団地

《住宅困窮度自己判定表》

区分	内容	点数	
1	住宅以外の建物に居住している(物置、倉庫、納屋等)	5	
	倒壊等の恐れがある建物	3	
	住宅設備上の不備(専用の台所、便所、浴室のいずれかがない)	2	
2	親族以外の世帯と同居している	2	
	適当な間取りの住宅がなく親族と同居できない	2	
3	居室が1つで3人以上が居住している	2	
4	家主の正当理由により立退要求を受けている	3	
5	家賃負担率(注1)	負担率が45%以上	3
	収入の月額に対する家賃の負担割合	負担率が35%以上 45%未満	2
		負担率が25%以上 35%未満	1
6	重度障がい者世帯 (身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A・A1、常時就床を要する方がいる世帯)	3	
	中度障がい者世帯 (身体障害者手帳3・4級、精神障害者保健福祉手帳2級、療育手帳A2・B1の方がいる世帯)	2	
	上記以外の世帯で1年以上の疾病等で就労ができない世帯	1	
	世帯全員が60歳以上の高齢者世帯及び60歳以上の単身世帯	2	
	18歳未満の児童が3人以上いる世帯	4	
	18歳未満の児童が2人いる世帯	3	
	18歳未満の児童が1人いる世帯	2	
	未就学児がいる世帯	1	
	ひとり親世帯(20歳未満の子がいる)	1	
	DV等被害者世帯	3	
7	社宅、社員寮、マンションの管理人等で立退要求を受けている(定年退職及び自己都合退職は除く)	1	
	申込回数が連続3回以上の者(自己都合による紹介辞退は回数に含まない)	1	
	大規模な火災、震災、その他の災害により住宅が滅失した(3年以内)	5	
	福島第一原子力発電所の事故に伴う避難指示等がされている地域に居住していた(避難指示区域外の支援対象避難者を含む)	3	
	前年度、空家の紹介を受け、自己都合(やむを得ない事情を除く)で入居を辞退	-1	
合計点数		—	

(注1) 家賃負担率=1ヶ月の家賃÷収入の月額×100

※ 点数の根拠となる提出書類に不備がある場合、加点されません。

提出（必要）書類を再度ご自身でご確認ください

申込者全員が提出する書類

- 市営住宅入居登録申込書
- 希望団地調査表
- 健康保険証のコピー（入居希望者全員）※生活保護を受けている方を除く
- 現在の住まいの状況がわかる書類（最新の賃貸借契約書のコピー）
- 収入を証明する書類（下記のいずれか）
 - ・ 源泉徴収票のコピー
 - ・ 給与支払（支払予定）証明書
 - ・ 確定申告書（控）のコピー
 - ・ 事業所得内訳書
 - ・ 年金振込通知書、年金額改定通知書、公的年金等の源泉徴収票いずれかのコピー

※は所定の用紙があり、市営住宅課の窓口及び市公式ウェブサイトにて配布しております。

申込者の状況に応じて提出する書類

- *単身入居の入居者資格認定のための申立書（単身申込者）
- 在留カードのコピー（入居希望者全員）
- 住民票（本籍記載、マイナンバー非表示のもの）
- 生活保護受給証明書
- 児童扶養手当証明書のコピー
- 戸籍全部事項証明書
- *婚約申述書
- パートナーシップ証明カード等
- 離婚手続中であることが確認できる書類
- 身体障害者手帳のコピー
- 精神障害者保健福祉手帳のコピー
- 療育手帳のコピー
- 知能指数が75以下と判定された判定機関の判定書
- 1年以上の療養（入院・通院）を要するため就労ができないことを証する医師の診断書
- 常時就床を要することを証する医師の診断書等
- 配偶者から暴力を受けている被害者であることの証明書
- 離職票のコピー
- 雇用保険受給者証のコピー
- *退職証明書
- 退職予定証明書
- 市県民税課税・非課税証明書
- 通帳（表紙及び明細）のコピー
- 仕送額の証明
- *取壊し等に関する賃貸人の証明書
- 更新拒絶通知、解約申入通知等
- 競売開始決定正本または売買契約書のコピー、家屋の売却予定を証明する書類
- *家賃負担申述書
- 住宅の写真
- 社宅、社員寮、マンションの管理人室等から立退きを求められていることがわかる書面
- その他書類（)